

2024年7月31日

各位

日軽エムシーアルミ株式会社

弊社特定施設におけるダイオキシン類の排出基準値超過につきまして

日軽エムシーアルミ株式会社(代表取締役社長：香山昌志、本社：東京都港区)の【焼却炉(黒灰^{※1}処理設備)】において、2023年3月10日以降2024年4月2日までの間、排出ガスに含まれるダイオキシン類濃度が、排出基準値を超過していることが判明致しましたのでお知らせ致します。

現在、【焼却炉(黒灰処理設備)】は愛知県からの指導に従い運転を停止^{※2}し、原因を調査しております。

今後、関係会社と連携しながら改善、復旧へ向け対応してまいります。

近隣にお住まいの皆様、関係者の皆様には多大なご心配とご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

※1 黒灰：アルミニウム二次合金を製造する際に溶解工程で発生する【ばいじん】のこと。

※2 行政から認められた原因究明を目的とする試験的な運転を除きます。

1. 施設概要

施設名 黒灰処理設備

- ・ダイオキシン類対策特別措置法特定施設(令第一条別表第1の5 廃棄物焼却炉)
- ・(愛知県)廃棄物の適正な処理の促進に関する条例第12条に基づく小規模産業廃棄物焼却施設

所在地 愛知県額田郡幸田町大字菱池字六十石1-3(幸田工場内)

焼却能力 1時間当たり 101kg

2. ダイオキシン類基準値超過検出の概要

測定結果 58ng-TEQ/N m³(2023年度での最大検出値)

測定日 2023年6月27日(同上値検出日)

大気排出基準(新設) 5ng-TEQ/N m³

根拠法令 ダイオキシン類対策特別措置法、(愛知県)廃棄物の適正な処理の促進に関する条例

3. 弊社対応

「ダイオキシン類対策特別措置法(第28条第3項)」は事業年度毎に測定値の報告を求めていることから、弊社は2024年2月20日の測定結果を以って2023年度分の報告として愛知県に提出致しました(報告日2024年3月26日)。この測定結果が基準値を超過していたため、愛知県西三河県民事務所環境保全課から「ダイオキシン類対策特別措置法(第20条第1項)」の規定違反に関する指導を受けております。

弊社は斯かる指導を重く受け止め、2024年4月3日に本来であれば2024年3月26日に報告すべきであった2023年度中に測定したすべての結果を、愛知県に改めて報告致しました。これらの測定結果もすべて基準値を超過していたため、前記の指導に加えて愛知県西三河県民事務所廃棄物対策課から「(愛知県)廃棄物の適正な処理の促進に関する条例(第20条)」の違反に関する指導を受けておりま

す。

上記指導には、「承認を得るまで稼働は停止」とありましたことから、2024年4月2日から【焼却炉(黒灰処理設備)】の稼働を停止し現在に至っております。

現在、「(愛知県)廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則(第19条)」に基づく構造に関する基準並びに「同(第20条)」に基づく維持管理の方法に関する基準などの観点から、排出基準値超過の原因調査を進めております。斯かる原因究明がなされ十分な改善対策を講じ、前記同条例規則各基準を順守できる設備として行政に認められ次第、再測定を実施し、排出基準を満たすことを確認した後に通常運転を再開したいと考えております。

4、国が定める大気等環境基準等と今回弊社検出値について

(1) 周辺環境に対する影響

国が定めるダイオキシン類の大気環境基準は、 $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ です。

ダイオキシン類を含む排出ガスは、排出口から大気中に排出されることで希釈されます。今回の測定値を20万倍(ダイオキシン類の拡散倍率；H9.1.28 環境省通達「ごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策について」「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止ガイドライン」)に希釈されると仮定し試算^{※3}したところ、 $0.036\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ となり、バックグラウンド濃度(元々大気中に存在するダイオキシン類の濃度) $0.023\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ (令和4年度ダイオキシン類環境汚染調査結果；幸田町保健センター)を含めて計算すると $0.059\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ となると推定されます。

※3 換算式の説明：

同法に基づく特定施設の排出ガスダイオキシン類測定値は、酸素濃度12%、基準状態(0℃、1気圧、乾きガス)のガス中濃度で計量証明されております。「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(第2条)」

従いまして、この計量証明値を実際の排出ガス状態(酸素濃度19.8%、温度45℃、1気圧、水分5.8%)のガス中濃度に換算し、20万倍に希釈されると仮定し試算を行いました。

※4 重さの単位：pg(ピコグラム)：1兆分の1g、ng(ナノグラム)：10億分の1g

(2) 健康に対する影響

国が定めるダイオキシン類の耐容1日摂取量(TDI)は、 $4\text{pg-TEQ}/\text{kg}/\text{日}$ です。

体重50kgの人の1日の呼吸量を 15m^3 (中央環境審議会大気部会ダイオキシン類環境基準専門委員会推計)として、上記で試算した周辺地域の濃度 $0.059\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ で計算すると、摂取量は $0.018\text{pg-TEQ}/\text{kg}/\text{日}$ となると推定されます。

※5 耐容1日摂取量(TDI)：

ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量。「ダイオキシン類対策特別措置法(第6条)」

以上

本件に関するお問い合わせ：

日軽エムシーアルミ株式会社 技術部 環境管理課 TEL：0564-62-2485